

「農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について」(平成19年12月10日付け19消安第8999号、環自野発第071210001号農林水産省消費・安全局長、農林水産省農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、環境省自然環境局長通知)一部改正案新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別紙)</p> <p>農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 隔離ほ場における情報収集</p> <p>実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合には、基本的事項第1の1の(1)のイの に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。</p> <p>なお、次の <u>及び</u> を満たす核酸の複製物が移入された</p>	<p>(別紙)</p> <p>農林水産大臣がその生産又は流通を所管する遺伝子組換え植物に係る第一種使用規程の承認の申請について</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 申請書等の内容に関する事項</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 隔離ほ場における情報収集</p> <p>実験室や外国の自然条件の下での使用等によりその特性についてかなりの程度の知見は得られているが、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかでない遺伝子組換え植物の第一種使用等をする場合には、基本的事項第1の1の(1)のイの に規定する第一種使用等が予定されている環境と類似の環境での使用等について情報収集を行い、当該遺伝子組換え植物の我が国の自然条件の下で生育した場合の特性を明らかにすることとする。</p>

トウモロコシについては、我が国の自然条件の下で生育した場合の特性が科学的見地から明らかなことから、当該情報収集を行う必要はない。

査読を受けた論文の公表や関連する国の検討会等での複数の専門家による共通認識等により、作用機序が明らかであると認められるもの

移入された核酸の複製物により付与される性質が生じさせる可能性のある生物多様性影響の程度が、既に第一種使用規程の承認を受けているトウモロコシの生物多様性影響と同程度又は超えないと認められるもの

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第3に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であって農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第6に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

2～3（略）

第4（略）

別表第1～第6（略）

また、当該情報収集は、隔離ほ場（遺伝子組換え農作物（農作物である遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第3に掲げる要件を満たす施設、遺伝子組換え樹木（木本であって農作物を除いた遺伝子組換え植物をいう。以下同じ。）の場合にあっては別表第6に掲げる要件を満たす施設をいう。）で行うこととする。

2～3（略）

第4（略）

別表第1～第6（略）

（傍線部分は改正部分）